

○宮古島市資源リサイクルセンター条例

平成17年10月 1 日

条例第137号

改正 平成18年12月20日条例第57号

平成24年 3 月30日条例第19号

平成28年 9 月30日条例第37号

(設置)

第1条 家畜糞尿処理対策と農地の土壌改良及び地力増進を図り、農産物の品質の向上を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定に基づき、宮古島市資源リサイクルセンター（以下「資源リサイクルセンター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 資源リサイクルセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 上野資源リサイクルセンター
- (2) 位置 宮古島市上野字野原1190番地212  
(平18条例57・一部改正)

(施設)

第3条 資源リサイクルセンターの施設は、次のとおりとする。

- (1) 堆肥化処理施設
- (2) 製品加工施設
- (3) 農機具及び保管施設
- (4) 試験ほ場施設（露地を含む。）
- (5) 管理棟
- (6) 前各号に附帯する設備及び機械器具等

(事業)

第4条 資源リサイクルセンターは、次の事業を行う。

- (1) 畜糞処理に関する事業
- (2) 堆肥の生産及び供給に関する事業
- (3) 産業廃棄物処理に関する事業（ただし、受入品目は、汚泥・動植物性残さに限る。）

(4) その他設置の目的を達成するために市長が必要と認める事業

(平28条例37・一部改正)

(管理)

第5条 資源リサイクルセンターの管理は、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(平18条例57・一部改正)

(指定管理者の業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第16条に規定する利用の許可に関する業務、第17条に規定する利用許可の取消し等に関する業務、第20条に規定する原状回復命令及び第21条に規定する損害賠償請求に関する業務その他利用許可に関する業務

(2) 第18条及び第19条に規定する利用料金(以下「手数料」という。)の徴収及び減免に関する業務

(3) 資源リサイクルセンターの施設及び附属施設の維持及び修繕に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、資源リサイクルセンターの運営に関して、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の期間)

第7条 指定管理者が資源リサイクルセンターの管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(指定を受けた日が4月1日である場合は、その日)から起算して5年間とする。ただし、指定期間満了後の再指定を妨げない。

2 指定管理者が指定を受けた日が、4月2日以降の場合において、当該日の属する年度に管理を行わせるときは、前項の規定にかかわらず、当該年度の3月31日までを1年間とみなす。

(公募及び申請)

第8条 指定管理者の指定を受けようとする団体を公募する。

2 第5条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。既に指定を受け

ている指定期間満了後の再指定を受けようとする場合においても、また同様とする。

(1) 資源リサイクルセンターの管理運営に関する事業計画書

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

(指定管理者の指定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により総合的に審査し、最も適切に資源リサイクルセンターの管理を行うことができるものと認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1) 事業計画書等の内容が市民の公平な利用を確保できるものであること。

(2) 事業計画書等の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであるとともに、効率的な管理がなされるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有しているものであること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、資源リサイクルセンターの設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

(指定管理者の指定等の告示)

第10条 市長は、前条の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

2 前条の規定は、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合に準用する。

(協定の締結)

第11条 指定管理者は、施設の管理に関して協定書を締結しなければならない。

2 前項の協定書で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 資源リサイクルセンターの利用に係る手数料に関する事項

(3) 管理経費に関する事項

(4) 指定管理者が収集、保管又は利用する個人情報の保護に関する事項

(5) 事業報告書の提出に関する事項

- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止命令に関する事項
- (7) 施設の管理上、自治体に生じた損害賠償に関する事項
- (8) その他市長が必要と認める事項

(事業報告書の提出)

第12条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、規則で定めるところにより事業報告書を作成し市長に提出しなければならない。

- 2 年度の途中において第14条の規定により指定を取り消され、又は年度末を含む期間の管理業務の停止を命ぜられたときは、その日から起算して60日以内に、当該年度分として処分を受けた日までの事業報告書作成し、提出しなければならない。

(管理業務等の報告の聴取等)

第13条 市長は施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し管理業務又はそれに係る経理の状況に関し、定期若しくは臨時に報告を求め、実施について調査し、必要な指示を行うことができる。

(指定の取消し等)

第14条 指定の取消し又は管理業務の一部停止命令は、次の各号のいずれかに該当した場合、これを実施することができる。

- (1) 指定管理者が第11条に基づく協定書に違反したとき。
- (2) 指定管理者が前条で定める指示に従わないとき。
- (3) 当該指定管理者に施設管理を継続することが適当でない認められたとき。

(休業日及び業務時間)

第15条 資源リサイクルセンターの休業日は、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から同月31日まで及び1月1日から1月3日までとする。

- 2 資源リサイクルセンターの業務時間は、午前8時30分から午後6時までとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(搬入及び利用の許可)

第16条 資源リサイクルセンターに畜糞等を搬入し、又は利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、施設等の管理上必要と認めるときは、前項の許可をするに当たり、条件を付することができる。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 公益を害するおそれがあると認められるとき。

(3) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められるとき。

(許可の取消し等)

第17条 指定管理者は、資源リサイクルセンターに畜糞等を搬入し、又は利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可を取り消し、又は施設等の利用を制限し、若しくはその停止を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(3) 許可に付した条件に違反したとき。

(4) 前条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(手数料)

第18条 資源リサイクルセンターに畜糞等を搬入し、又は利用しようとする者は、その利用に係る手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料は、別表に定める額の範囲内で、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。また、これを変更しようとする場合も同様とする。

3 市長は、前項の承認をしたときは、これを告示するものとする。

4 手数料は、指定管理者の収入とする。

(手数料の減免)

第19条 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(原状回復の義務)

第20条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消された場合は、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償義務)

第21条 指定管理者及び利用者は、故意又は過失により指定管理施設の施設及び附帯する設備並びに機械器具等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が指定管理者及び利用者の責めに帰すことができない特別の事情があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(個人情報保持義務)

第22条 指定管理者及び管理業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、個人情報を収集、保管又は利用するに当たっては、個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者及び従事者は、資源リサイクルセンターを管理するに当たって知り得た個人情報を他人に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

3 前2項の規定は、指定管理者の指定の期間が満了した後、又は従事者がその職を退いた後においても、その義務を負うものとする。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、資源リサイクルセンターの管理運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の上野村資源リサイクルセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年上野村条例第4号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年12月20日条例第57号）

この条例は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日条例第19号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月30日条例第37号）

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

別表（第18条関係）

（平28条例37・全改）

種別	区分		手数料
施設手数料	家畜糞尿処理手数料	1 t当たり	1,000円
	生ゴミ処理手数料	1 t当たり	10,000円
	剪定枝等	1 t当たり	7,000円
	産業廃棄物（汚泥・動植物性残さ） 処理手数料	1 t当たり	15,000円
販売価格	堆肥販売価格	1 t当たり	10,000円
	普通肥料	1 t当たり	12,000円
	袋詰堆肥	1 袋当たり（15kg）	350円
散布手数料	堆肥散布手数料	1 t当たり	1,000円
運搬手数料	運搬手数料 5 km以内	1 t当たり	500円
	運搬手数料 5 km超	1 t当たり	1,000円